

日本在来種みつばちの会会則

日本在来種みつばちの会会則

第1章 総 則

(組 織)

第1条 本会は、日本在来種みつばちの会と称し、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、盛岡市内（藤原養蜂場）に置く。令和5年5月、盛岡市本町通1-11-25 小笠原ビル2Fに移転。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と、人格の向上を図り、日本在来種みつばちの保護繁殖を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 日本在来種みつばち愛護思想の普及及び保護繁殖
- 2) 日本在来種みつばちの研究
- 3) 自然環境の保全
- 4) その他目的達成に必要な事項

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- 1) 正会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の会費を納入した者
- 2) 特別会員は、事業に密接な関係があり、役員会の推薦を受けた者

第3章 役員及び職員

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1) 会 長 1名
- 2) 副会長 2名
- 3) 理 事 若干名
- 4) 監 事 2名

理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。

会長及び副会長は、理事の互選により選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とし、再選を妨げない。

補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(任 務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統理する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、職務を代理する。

理事は、役員会を構成し会務の執行にあたる。

監事は、会計事務を監査し、総会に報告する。

(名誉会長等)

第9条 会長の諮問に応ずるため、本会に名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。

名誉会長、相談役及び顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

(職 員)

第 10 条 本会に職員を置くことができる。

職員は、役員会の承認を経て会長が任免する。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 11 条 会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とする。

(総 会)

第 12 条 総会は、会員全員をもって構成し、議長は、総会に出席した者の中から選出する。

定期総会は、毎年 1 回これを招集する。

臨時総会は、役員会において必要と認めるとき、又は会員の 3 分の 2 以上の要求があったとき、これを招集する。

(役員会)

第 13 条 役員会は、会長が必要と認めるときこれを招集し、会長が議長となる。

(議 事)

第 14 条 議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。

可否同数のときは、議長がこれを裁決する。

(総会の議決事項)

第 15 条 総会の議決を要する事項は、次の通りとする。

- 1) 会則の変更
- 2) 事業計画及び予算の決定
- 3) 事業報告及び決算の承認
- 4) その他重要な事項

(役員会の付議事項)

第 16 条 役員会に付議すべき事項は、次の通りとする。

- 1) 総会に提出すべき事項
- 2) 本会の事業執行に関する事項
- 3) その他必要と認める事項

(専決処理等)

第 17 条 会長は、会議に付すべき事項で緊急を要するとき、又は軽微な事項については、専決処分又は書面をもって意見を徴し、議決に代えることができる。

但し、次の会議にその事由を報告しなければならない。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(経 理)

第 19 条 本会の経理は、会員の会費及び寄付金、その他の収入をもって充て、会費の額は、総会の議決によって定める。

第 6 章 罰 則

(名誉毀損)

第 20 条 本会の名誉を著しく毀損した会員については、役員会の議を経て除名することができる。

ただし役員会において、弁明の機会を与えるものとする。

第7章 付 則

(施 行)

第21条 この会則は、平成元年6月8日から、施行する。

この会則は、平成9年5月24日から、施行する。(第18条・暦年制に)